

関税法第37条第1項及び第5項の規定に基づき、指定保税地域の追加指定を行うため、同条第3項の規定により下記のとおり公聴会を開催します。

記

1 日時

令和7年8月8日（金）10：00

2 場所

神奈川県横浜市中区海岸通一丁目1番地
横浜税関本関 2階 第5会議室

3 指定保税地域の追加指定の対象

土地

名 称：京浜港本牧埠頭地区指定保税地域 本牧ふ頭D－5号
所在地：神奈川県横浜市中区本牧ふ頭1番10、1番16、1番363
面 積：10,663.74平方メートル

建設物

名 称：横浜川崎国際港湾株式会社 本牧ふ頭D－5号メンテナンスショップ
所在地：神奈川県横浜市中区本牧ふ頭1番地16
構 造：鉄骨造ガルバリウム鋼板折板ぶき2階建
面 積：790.50平方メートル

4 追加指定の時期（予定）

令和7年9月12日

5 追加指定の理由

現在整備工事中である本牧ふ頭D－5号及び同メンテナンスショップについて、令和7年9月16日より供用開始が見込まれることから、指定保税地域として指定することにより、税関手続の簡易、かつ、迅速な処理を図るため

6 出席資格者

輸出入業者、倉庫業者、運送業者、通関業者等、当該指定保税地域の追加指定について利害関係を有する者

7 公述の方法

公聴会に出席し、かつ、意見を述べようとする者は、その意見の概要を記載した文書を持って、令和7年8月5日（火）までに、監視部保税地域監督官（許可部門担当）まで申し出ること。

令和7年7月15日

横浜税関長

内野 洋次郎